



—令和6年度—

## 総会資料

令和6年7月25日（木）13：30～

京都テルサ 第3セミナー室  
（京都テルサ東館2階）

世界連邦宣言自治体全国協議会

# 資料内容

## <議案>

- |       |                |
|-------|----------------|
| 第1号議案 | 令和5年度事業実施報告    |
| 第2号議案 | 令和5年度決算報告・監査報告 |
| 第3号議案 | 令和6年度事業計画(案)   |
| 第4号議案 | 令和6年度予算(案)     |

## <参考資料>

- 役員名簿
- 加盟自治体一覧
- 協議会規約

## 第1号議案

### 令和5年度事業実施報告

#### 1 世界連邦思想の普及と情報の発信・提供

世界連邦思想の普及や世界連邦都市宣言の意義の周知、当協議会の活動の啓発に努めた。

- (1) 機関紙『いま、一つの世界を』を発行し、当協議会の活動などを紹介した。
- (2) 世界連邦運動協会発行の機関誌『世界連邦Newsletter』を加盟自治体に配布し、情報提供に努めた。
- (3) 当協議会のホームページにおいて情報発信に努めた。

#### 2 当協議会の活動展開

国内の世界連邦関係団体との連携を密にし、世界連邦思想の普及啓発に努めた。

- (1) 令和5年度総会（ハイブリッド） 令和5年7月20日（木）
  - ・総会に合わせて講演会を開催  
演 題：「今後の世界連邦運動のあり方」  
講 師：塩浜修氏（世界連邦日本国会委員会事務局長）  
参加者：27自治体 49人（オンライン含む）
- (2) 世界連邦推進日本協議会への参画
- (3) 「第52回世界連邦推進全国小・中学生ポスター・作文コンクール」の後援  
ポスター 応募 895点（61校） 入賞17点  
作 文 応募 450点（42校） 入賞17点  
主催：世界連邦運動協会  
後援：文部科学省・世界連邦宣言自治体全国協議会
- (4) 抗議声明の公表等
  - ・イスラエル・パレスチナに停戦を求める書簡を両大使館等宛て送付
  - ・北朝鮮の弾道ミサイル発射に対する抗議声明 など

#### 3 世界連邦推進事業交付金制度の運用

加盟自治体等が行う世界連邦・平和推進事業に交付金を交付した。

- ・交付対象事業  
亀岡市（京都府）「中東和平プロジェクトin亀岡」  
交付金額：5,000,000円  
(令和5年度：1,000,000円)

#### 4 世界平和と難民救済のための自治体職員1人100円募金運動

世界連邦運動に対する意識の高揚と理解を深めるとともに難民救済を図るため、全国の自治体職員に協力を呼びかけて1人100円募金を実施した。

- ・協力自治体数 148自治体
- ・募金総額 4,547,446円

募金は例年同様に、国連UNHCR協会と日本ユニセフ協会に寄託したほか、世界連邦推進事業基金に積み立てた。また、引き続きウクライナ人道危機への支援のためウクライナ大使館へ寄託した。

さらに、令和5年10月から続く、イスラエルとハマスによる武力衝突を受け、救援・復興支援活動のため日本赤十字社へ寄託した。

第2号議案

令和5年度決算報告

(自) 令和5年4月 1日  
(至) 令和6年3月31日

■収入の部

(単位：円)

科目	予算額	決算額	差引	備考
繰越金	852,669	852,669	0	前年度から
負担金	784,000	744,000	△ 40,000	2県、37市区、13町 計52自治体
繰入金	1,000,000	1,493,956	493,956	世界連邦推進事業基金
雑収入	331	6	△ 325	預金利子
合計	2,637,000	3,090,631	453,631	

■支出の部

(単位：円)

科目	予算額	決算額	差引	備考
事務消耗品費	50,000	6,630	△ 43,370	事務用品
通信費	90,000	5,544	△ 84,456	郵便料
事業費	1,500,000	1,493,956	△ 6,044	世界連邦推進事業交付金 募金等事務経費
会議費	500,000	447,766	△ 52,234	総会関係経費
旅費・交通費	150,000	195,900	45,900	事務局旅費
情報宣伝費	322,000	139,550	△ 182,450	自治体協新聞発行 世界連邦Newsletter購読・広告 ホームページ管理運営
負担金	20,000	0	△ 20,000	
予備費	5,000	0	△ 5,000	
合計	2,637,000	2,289,346	△ 347,654	
差引	0	801,285	801,285	次年度繰越

世界連邦推進事業基金

(単位：円)

前年度末現在高	当年度積立額	当年度取崩額	当年度末現在高
5,346,459	2,496,823	1,493,956	6,349,326

当年度積立 2,496,788円 世界平和・難民救済募金から  
35円 預金利子

当年度取崩 493,186円 世界平和・難民救済募金等の事務経費に充当  
1,000,770円 世界連邦推進事業交付金に充当

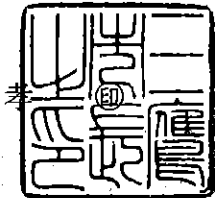
## 監 査 報 告 書

世界連邦宣言自治体全国協議会の令和5年度会計の監査を行い、関係書類（収入・支出帳票類等）の閲覧・照合等を行った結果、公正・妥当なものと認めました。

上記のとおり報告いたします。

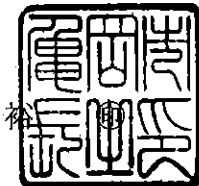
令和6年 6 月 25 日

監事 三鷹市長 河 村



令和6年 7 月 7 日

監事 亀岡市長 桂 川 孝 裕



「世界平和と難民救済のための自治体職員1人100円募金」  
令和5年度収支決算書

収入	募 金 総 額	4, 5 4 7, 4 4 6 円
----	---------	-------------------

支出	払込手数料（募金）	5 0, 1 6 3 円
	払込手数料（寄託）	3 3 0 円
	<u>送金手数料（基金）</u>	<u>1 6 5 円</u>
	合 計	5 0, 6 5 8 円

差引		4, 4 9 6, 7 8 8 円
----	--	-------------------

寄託・積立

ウクライナ大使館	5 0 0, 0 0 0 円
国連UNHCR協会	5 0 0, 0 0 0 円
日本ユニセフ協会	5 0 0, 0 0 0 円
日本赤十字社	5 0 0, 0 0 0 円
<u>世界連邦推進事業基金</u>	<u>2, 4 9 6, 7 8 8 円</u>
合 計	4, 4 9 6, 7 8 8 円

世界平和・難民救済募金（令和5年度）集計

都道府県	自治体名	募金額	都道府県	自治体名	募金額	都道府県	自治体名	募金額		
北海道	倶知安町	18,215	京都府	綾部市	42,050	熊本県	小国町	11,300		
	稚内市	37,597		福知山市	71,302		相良村	6,200		
	別海町	18,420		舞鶴市	45,773		南小国町	10,700		
	ニセコ町	2,300		亀岡市	94,537		玉名市	5,252		
	上川町	10,527		宇治市	22,177		南阿蘇村	16,521		
岩手県	普代村	5,800		府	206,104		山江村	9,990		
山形県	天童市	42,809		木津川市	28,628		水上村	3,000		
宮城県	利府町	22,718		京丹後市	89,049		美里町	8,120		
	色麻町	3,800		南丹市	4,200		嘉島町	1,000		
	南三陸町	17,725		宮津市	13,200		大分県	九重町	15,475	
	大衡村	3,000		向日市	28,446	日出町		1,500		
	登米市	7,800		八幡市	43,568	宮崎県	えびの市	31,755		
秋田県	羽後町	2,100		与謝野町	18,350		串間市	20,675		
	東成瀬村	3,400		長岡京市	44,400		都城市	14,700		
山形県	庄内町	4,000		宇治田原町	12,650		高千穂町	17,600		
福島県	桑折町	15,195		兵庫県	県		106,465	日之影町	11,404	
	湯川村	5,000			太子町		3,148	高原町	13,114	
茨城県	県	1,369		奈良県	桜井市		23,834	鹿児島県	都農町	3,400
	那珂市	49,200			和歌山県		高野町		12,131	出水市
	龍ヶ崎市	12,000		かつらぎ町			18,917		垂水市	28,130
	大洗町	22,275		県	2,000		南九州市		31,900	
	神栖市	17,000		有田市	27,339	喜界町	16,675			
栃木県	県	811		田辺市	30,000	天城町	17,229			
	鹿沼市	2,860		九度山町	1,790	中種子町	2,900			
埼玉県	小鹿野町	22,938		鳥取県	県	1,400	日置市		39,342	
	東秩父村	1,600			岡山県	倉敷市	101,354		龍郷町	12,800
千葉県	成田市	125,975		笠岡市		75,743	さつま町		30,000	
	白井市	14,153		岡山県		259,043	肝付町	18,910		
	多古町	24,731		岡山市		14,300	字検村	8,860		
東京都	文京区	88,279		瀬戸内市		35,800	沖縄県	南城市	2,000	
	福生市	48,610	吉備中央町	12,700	石垣市	32,375				
	武蔵野市	71,856	高梁市	7,752	渡名喜村	2,800				
	千代田区	106,487	津山市	68,000	糸満市	19,382				
	青梅市	58,533	新見市	44,100	中城村	6,850				
	瑞穂町	26,862	備前市	25,306	宜野湾市	44,359				
	小金井市	40,697	広島県	広島市	238,400	名護市		43,156		
	渋谷区	77,393		府中町	19,045					
	神奈川県	湯河原町	10,600	大竹市	27,098					
		三浦市	5,000	神石高原町	19,585					
新潟県	新潟市	1,100	世羅町	14,753						
	富山県	射水市	10,710	山口県	県	1,400				
上市町		10,344	神山町		7,700					
福井県	高浜町	7,100	鳴門市	10,500						
	山梨県	富士吉田市	35,000	丸亀市	56,050					
長野県		小諸市	29,518	香川県	新居浜市	79,900	※太字ゴシックは加盟自治体			
	上松町	7,557	松山市		191,897	加盟自治体	34	2,377,057		
	木曾町	13,475	愛媛県	伊予市	25,477	非加盟自治体	114	2,170,389		
	箕輪町	25,618		愛媛中央市	65,475	合計	148	4,547,446		
	南箕輪村	15,817	八幡浜市	37,125						
	野沢温泉村	5,069	福岡県	小竹町	8,590					
	岐阜県	富加町		8,270	玄海町	1,000				
静岡県		藤枝市	42,075	多久市	14,700					
	焼津市	77,880	長崎県	五島市	57,615					
三重県	御浜町	7,587		佐々町	8,650					
				時津町	9,115					
			長崎市	2,100						

## 第3号議案

### 令和6年度事業計画（案）

#### 1 世界連邦思想の普及と情報の発信・提供

積極的な情報発信により、世界連邦思想の普及や当協議会の活動の周知を図る。

- (1) 加盟自治体間の情報共有及び他の平和関係団体との連携
- (2) 自治体協新聞『いま、一つの世界を』の発行
- (3) 世界連邦運動協会機関誌『世界連邦Newsletter』の配布
- (4) ホームページの管理運営・情報発信
- (5) 未加盟の世界連邦宣言自治体等への加盟要請 など

#### 2 当協議会の活動展開

世界連邦関係団体間の連携を密にするとともに、世界連邦思想の普及・啓発等を図る。

- (1) 総会等の開催
- (2) 世界連邦推進日本協議会への出席
- (3) 世界連邦推進全国小・中学生ポスター・作文コンクールへの参加促進
- (4) 平和・世界連邦の啓発

#### 3 世界平和と難民救済のための自治体職員1人100円募金運動

募金は国連UNHCR協会と日本ユニセフ協会等に寄託するとともに、世界連邦・平和推進事業や中東和平に向けた取組等に役立てるため、世界連邦推進事業基金に積み立てる。

#### 4 関係団体との連携促進

世界連邦関係団体間の連携を密にするとともに、世界連邦思想の普及・啓発等に協力し合う。

- ・世界連邦日本大会への参画・参加促進  
本大会の主催団体の一つとして参画するとともに、加盟自治体をはじめ関係団体等の参加促進を図る。
- ・世界連邦運動協会等が実施する関連行事への参加
- ・世界連邦推進日本協議会が実施する政策提言への参画



第4号議案

令和6年度予算(案)

(自) 令和6年4月 1日  
(至) 令和7年3月31日

■収入の部

(単位:円)

科目	本年度	前年度	比較	備考
繰越金	801,285	852,669	△ 51,384	前年度から
負担金	759,000	784,000	△ 25,000	2県、37市区、13町 計52自治体
繰入金	500,000	1,000,000	△ 500,000	世界連邦推進事業基金
雑収入	715	331	384	預金利子等
合計	2,061,000	2,637,000	△ 576,000	

■支出の部

(単位:円)

科目	本年度	前年度	比較	備考
事務消耗品費	50,000	50,000	0	事務用品等
通信費	90,000	90,000	0	郵便料等
事業費	1,000,000	1,500,000	△ 500,000	募金等事務経費 啓発物品等作成費
会議費	500,000	500,000	0	総会等関係経費
旅費・交通費	150,000	150,000	0	事務局旅費等
情報宣伝費	246,000	322,000	△ 76,000	自治体協新聞発行 世界連邦Newsletter購読・広告 ホームページ管理運営等
負担金	20,000	20,000	0	事業参加等経費
予備費	5,000	5,000	0	
合計	2,061,000	2,637,000	△ 576,000	

世界連邦推進事業基金

(単位:円)

前年度末現在高	当年度積立額	当年度取崩額	当年度末予定高
6,349,326	2,501,000	500,000	8,350,326

当年度積立 2,500,000円 世界平和・難民救済募金から  
1,000円 預金利子

当年度取崩 500,000円 世界平和・難民救済募金等の事業費に充当

## 役員名簿

(令和6年7月25日)

役職名	自治体名 (都道府県)	首長名
会長	綾部市 (京都府)	山崎善也
副会長	武蔵野市 (東京都)	小美濃 安弘
	金沢市 (石川県)	村山 卓
理事	成田市 (千葉県)	小泉一成
	青梅市 (東京都)	大勢待 利明
	小金井市 (東京都)	白井 亨
	福生市 (東京都)	加藤 育男
	輪島市 (石川県)	坂口 茂
	宇治市 (京都府)	松村 淳子
	兵庫県 (兵庫県)	齋藤 元彦
	神戸市 (兵庫県)	久元 喜造
	岡山市 (岡山県)	大森 雅夫
	広島市 (広島県)	松井 一實
	松山市 (愛媛県)	野志 克仁
	新居浜市 (愛媛県)	石川 勝行
監事	三鷹市 (東京都)	河村 孝
	亀岡市 (京都府)	桂川 孝裕



## 世界連邦宣言自治体全国協議会規約

(名称)

第1条 本会は、世界連邦宣言自治体全国協議会という。

(組織)

第2条 本会は、世界連邦宣言をした地方自治体（以下「自治体」という。）をもって組織する。

(目的)

第3条 本会は、恒久平和達成のための国民の間に世界連邦主義を普及し自治体における連携の機関として世界平和に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 世界連邦運動推進のため、関係団体との協力活動を通じた世界連邦思想の普及
- (2) 宣言自治体相互の連絡調整による世界連邦運動の展開
- (3) 世界連邦未宣言自治体の宣言促進
- (4) 研究会、講習会の開催
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	若干名
理 事	若干名
監 事	2 名

- 2 会長及び副会長は、総会において互選する。
- 3 理事の定数、理事及び監事の選任方法等は、会長がこれを定める。
- 4 役員任期は、2年とする。
- 5 会長は、会務を総理し、本会を代表する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、これを代理する。
- 7 理事は、理事会において会長が定める案件を審議する。
- 8 監事は、会計の監査にあたる。

(顧問)

第6条 本会に、顧問を置くことができる。

(総会)

第7条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長がこれを招集する。

- 2 総会は、毎年1回とし、臨時総会は会長が必要と認めるとき開催する。ただし、書面により開催することができるものとする。

3 総会の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、前項ただし書の場合は、書面により提出された可否の過半数で決するものとする。

4 総会の議長は、会長がこれにあたる。

5 総会には、自治体の首長及び議会代表者が出席するものとする。ただし、その代理者を出席させることができる。

6 総会は、会長が定める重要案件を議決する。

(理事会)

第8条 理事会は、会長、副会長、理事及び監事をもって組織し、会長がこれを招集する。

2 理事会は、会長が定める案件を審議、決定にあたる。

3 理事会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会計年度)

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(経費)

第10条 本会の経費は、自治体の分担金及び寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 自治体の分担金は、別表のとおりとする。

(予算の議決)

第11条 本会の毎年度歳入歳出予算は、総会の承認を得るものとする。

(決算の認定)

第12条 本会の決算は、総会に報告するものとする。

(事務局)

第13条 本会の事務を処理するため、会長の属する自治体に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長を置く。

(その他)

第14条 規約の改正及び解散については、総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

## 附 則

この規約は、令和元年8月23日から施行する。

## 別表（第10条関係）

## 自治体の分担金

区 分		分 担 金 額
都 道 府 県		40,000円
政 令 指 定 都 市		40,000円
市 及 び 特 別 区	人口50万人以上	25,000円
	30万人以上50万人未満	20,000円
	20万人以上30万人未満	18,000円
	10万人以上20万人未満	13,000円
	5万人以上10万人未満	10,000円
	5万人未満	8,000円
町		5,000円
村		4,000円